

仕 様 書

1 件名

令和6年度活性炭購入

2 品名

活性炭

3 規格

(1) 次の規格を満たすこと

ア 原料	ヤシ殻
イ 乾燥減量(%)	5.0以下
ウ 充填密度(g/ml)	0.42～0.50
エ pH	8.0～11.0
オ ベンゼン吸着能力(%)	30.0以上
カ 強熱残分(%)	5.0以下
ケ 硬さ(%)	90.0以上
コ 粒度4－8メッシュ(%)	90.0以上

(2) 上記の規格と同等もしくは準ずる製品

4 交換時期等

- (1) 活性炭吸着装置（別紙図面1参照）
令和6年7月、令和7年1月の2回
（7月の活性炭交換時には、1階活性炭吸着装置のパッキンの交換含む。）
- (2) 活性炭フィルタユニット（別紙図面2・3参照）
令和6年7月、10月、令和7年1月の3回
- (3) 交換作業については、土曜日又は日曜日に行う。

5 納入量

- (1) 活性炭吸着装置（別紙図面1参照）
活性炭交換（1回当たり約4,500kg） 4,500 kg/回×2回=9,000 kg
- (2) 活性炭フィルタユニット（図面2・3参照）
活性炭交換（1回当たり約450kg） 450 kg/回×3回 =1,350 kg
- (3) 補充用として第1回目に交換用とは別に100kgを納入すること。
合 計 10,350 kg+100 kg（補充用）=10,450 kg

なお、納品数以上に装填することが生じた場合は、受注者において活性炭を用意し補充すること。

6 交換項目

(1) 活性炭吸着装置（別紙図面1参照）

排出用バキューム車及び使用済み活性炭搬出に伴うフレコンバック詰込み装置必要となる。

(2) 活性炭フィルタユニット（別紙図面2・3参照）

ア ユニット内の活性炭カートリッジの交換作業は、パーツフィルターへの入れ替えを行う。

イ 集じんフィルターの清掃は、原則、作業現場における吸引作業とし、エアーフラッシュは禁止する。

プレフィルター : W604×H595×T20・・・15枚

アフターフィルター : W610×H610×T20・・・15枚

7 使用済み活性炭の処分

- (1) 使用済み活性炭を有価物として下取りし、再利用を図るものとする。
- (2) 有効利用を行った後、その報告書及び証明する書類（写）を提出すること。

8 報告書

下記の報告書については、作業完了後、1ヶ月以内に報告書を提出するものとし、必要に応じて説明を行うものとする。

- (1) 計量証明書
- (2) 試験成績表
- (3) 劣化炭計量証明書
- (4) 使用済み活性炭有効利用証明書
- (5) 取替業務写真

9 その他

- (1) 活性炭の装填作業については、段階的に振動等により隙間をなくす措置を施すものとし、作業完了後、3週間を経過した時点で活性炭装填口、開口確認を実施し、活性炭の吸着面が減少している場合は、活性炭吸着装置、活性炭ユニットの活性炭を補充するものとする。
- (2) 引渡し前に、交換材料について生じた損害その他の施工に関して生じた損害については、請負者がその費用を負担する。ただし、その損害のうち発注者の責に帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。